

東近江市近江鉄道・路線バス利用促進補助金事業 計算方法の例

補助要件

対象路線の定期券の合計金額が下記に掲げる金額を上回る金額について、差額を補助します。

鉄道又は路線バス どちらかを利用	1 箇月当たり 12,000 円を超えた金額を補助
鉄道と路線バス 両方を利用	1 箇月当たり 17,000 円を超えた金額を補助

1 1 箇月定期（どちらか一方を利用）の取扱い

- ・通学定期券の購入額から 12,000 円を控除した額を補助対象とします。

例①	八日市駅－彦根駅間の場合 1 箇月定期券 17,570 円 $17,570 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円} = 5,570 \text{ 円}$ 補助額 5,570 円
例②	八日市駅－近江八幡駅間の場合 1 箇月定期券 10,190 円 $10,190 \text{ 円} < 12,000 \text{ 円}$ のため 補助対象外

2 1 箇月定期（鉄道・バス両方利用）の取扱い

- ・鉄道と路線バスの両方を利用して通学している場合は、通学定期券の購入額を合計した額から 17,000 円を控除した額を補助対象とします。

例③	【鉄道】 八日市駅－彦根駅間 鉄道 1 箇月定期券 17,570 円 【バス】 青野－八日市駅間 バス 1 箇月定期券 18,000 円 【補助額】 $17,570 \text{ 円} + 18,000 \text{ 円} - 17,000 \text{ 円} = 18,570 \text{ 円}$ 補助額 18,570 円
例④	【鉄道】 八日市駅－近江八幡駅間の場合 1 箇月定期券 10,190 円 【バス】 青野－八日市駅間 バス 1 箇月定期券 18,000 円 【補助額】 $10,190 \text{ 円} + 18,000 \text{ 円} - 17,000 \text{ 円} = 11,190 \text{ 円}$ 補助額 11,190 円

3 3箇月定期、6箇月定期、学期定期（どちらか一方を利用）の取扱い

- 通学定期券の購入額を有効期間月数で割った額（1円未満は切り捨て）を1箇月当たりの購入額（月割額）とし、月割額から12,000円を控除した金額を補助対象とします。

例⑤	八日市駅－彦根駅間 3箇月定期券 50,080円 $50,080円 \div 3箇月 \doteq 16,693円 \leftarrow 月割額$ $16,693円 > 12,000円$ のため補助対象 $(16,693円 - 12,000円) \times 3箇月 = 14,079円$ 補助額 14,079円 ※学期定期券、6箇月定期券も同様の考え方
----	---

4 3箇月定期、6箇月定期、学期定期（鉄道・バス両方利用）の取扱い

- 鉄道と路線バスの両方を利用して通学している場合は、それぞれの通学定期券の購入額を有効期間月数で割った額（1円未満は切り捨て）を1箇月当たりの購入額（月割額）とし、月割額を合計した額から17,000円を控除した額を補助対象とします。

例⑥	【鉄道】 八日市駅－彦根駅間 3箇月定期券 50,080円 【バス】 青野－八日市駅間 バス3箇月定期券 51,300円 【補助額】 $(50,080円 \div 3箇月) + (51,300円 \div 3箇月)$ $\doteq 33,793円 \leftarrow 月割額計$ $33,793円 > 17,000円$ のため補助対象 $(33,793円 - 17,000円) \times 3箇月 = 50,379円$ 補助額 50,379円
----	---

5 期間が異なる複数枚定期券の取扱い

- 鉄道と路線バス両方を利用して通学している場合で、期間が異なる定期券について補助を受けようとする場合は、それぞれの通学定期券の月割額を上記3の方法で算出し、合算して得た額から17,000円を控除した額を補助対象とします。

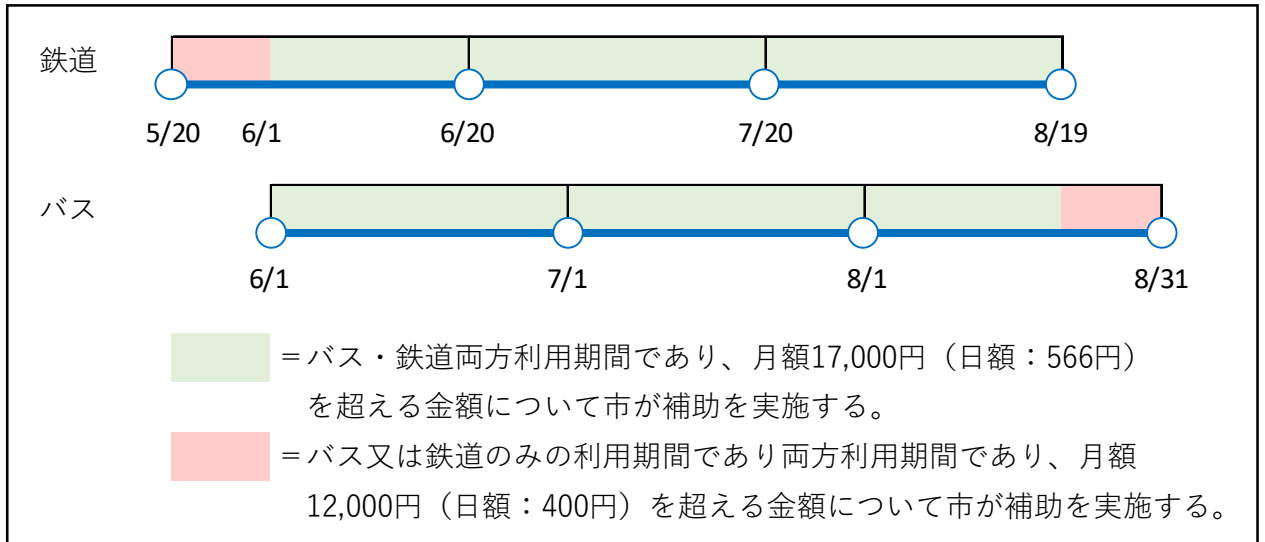
例⑨	鉄道は3箇月定期券、バスは1箇月定期券を利用した場合 【鉄道】 八日市駅－彦根駅間 3箇月定期券 50,080円 $50,080円 \div 3箇月 \doteq 16,693円 \leftarrow 月割額$ 【バス】 青野－八日市駅間 1箇月定期券 18,000円 【補助額】 $16,693円 + 18,000円 > 17,000円$ のため補助対象 (1) 鉄道・バス両方利用の期間（1箇月分） $(16,693円 + 18,000円 - 17,000円) = 17,693円 \quad \dots A$ (2) 鉄道のみ利用（2箇月分） $(16,693円 - 12,000円) \times 2箇月 = 9,386円 \dots B$ (3) 補助額 $17,693円 + 9,386円 = 27,079円$ 補助額 27,079円
----	---

6 利用開始日が異なる複数枚定期券の取扱い

- (1) 鉄道と路線バス両方を利用して通学している場合で、開始日が異なる定期券について補助を受けようとする場合は、複数枚定期券で利用開始日が重複する期間において基準日を設定し、1箇月の月割額※1を算出し、17,000円を控除した額を補助対象とします。
- (2) 端数日となる複数枚定期券については、当該定期券の1日当たりの定期券金額(※2)から566円を控除した額を補助対象とします。
- (3) (1)及び(2)を除く期間の定期券については、当該定期券の1日当たりの定期券金額(※2)から400円を控除した金額を補助対象とします。

※1…1箇月の月割額の算出方法は「3」と同じ

※2…1箇月の日数は30日とし、1日当たりの定期券金額を算出する。



7 年度をまたぐ定期券の取扱い

- (1) 定期券の有効期間が年度をまたぐ場合は、定期券の有効日数のうち、交付申請年度に係る期間分についてのみ補助対象とします。
- (2) 1箇月未満の端数日分については、複数枚の定期券がある場合は、1日当たりの定期券金額が566円、定期券が1枚の場合は、1日当たりの定期券金額が400円を控除した額を補助対象とします。

